

七宗町地域クラブ活動指針

令和7年4月
七宗町教育委員会



目 次

「七宗町地域クラブ活動指針」の策定に当たって	1
------------------------	---

(1) はじめに	1
----------	---

(2) 経 緯	2
---------	---

「七宗町地域クラブ活動指針」	3
----------------	---

(1) 基本方針	3
----------	---

(2) 定 義	4
---------	---

(3) 運 営	5
---------	---

1 『七宗町地域クラブ活動』指針の策定に当たって

(1) はじめに

本指針は、部活動に限らず中学生期におけるスポーツ・文化活動について、より多くの機会を創出し、多様なニーズに対応した活動ができるよう、まずは町内の中学校の部活動を持続可能なものにするとともに、現在ある学校・地域の種目等に応じた形での実施環境の構築を目指し、中学生期のスポーツ・文化活動の在り方に関して定めるものである。

なお、指針の策定にあたっては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁 H30. 3) 及び「文化活動の在り方に関する総合ガイドライン」(文化庁 H30. 12)、「岐阜県中学校部活動指針」(岐阜県教育委員会 H31. 3) を参考に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革について」(文部科学省 R2. 9) 及び「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」(スポーツ庁 R4. 6)、「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」(文化庁 R4. 8)、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議中間とりまとめ」(R6. 12) を踏まえて策定するものである。

(2) 経緯

- 中学校の部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきた。また、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上も意義があった。さらに、生徒や保護者から学校への信頼感を高めることや、スポーツ・文化活動の「楽しさ」や「喜び」を味わい、生涯にわたって豊かなスポーツ・文化ライフを継続する資質・能力の育成や、体力の向上や健康の増進につながるなどの意義も有してきた。
- 一方で、こうした学校の部活動を巡る状況については、近年、特に「持続可能性」という面でその厳しさを増している。例えば、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、小学校児童数の減少に加え、いよいよ中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。さらに、中学校の部活動においては、競技経験のな

い教師が指導せざるを得ない点、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教師にとって大きな業務負担となっている実態も見過すことができない。他方、児童生徒の育成は学校、家庭及び地域において担われている中で、地域のスポーツ団体や指導者、施設などの資源と学校との連携・協働が十分でない状況もみられる。

- 部活動に関する厳しい状況については、中央教育審議会や国会等においても指摘されており、これまでスポーツ庁においても、運動部活動の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働への移行の方向性が示されてきたところである。

具体的には、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において「学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める」ことが示された。その後、平成31年1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「平成31年中教審答申」という。）において「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、『部活動を学校単位から地域単位』の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示された。

さらに、令和2年9月には、スポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、その中では、部活動ガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュールが明示され、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と示された。

また、令和4年6月に、スポーツ庁から「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が出され、以下の5点の改革の方向性が示された。

- ・まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。
- ・目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途
- ・平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むこと
- ・地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実
- ・地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

2 『七宗町地域クラブ活動』 指針

(1) 基本方針

このような経緯から、七宗町教育委員会は中学生期におけるスポーツ・文化活動について、より多くの機会を創出し、多様なニーズに対応した活動ができるよう、町内の中学校の部活動を持続可能なものにするとともに、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形での実施環境の構築を目指し、次のとおり基本方針を定める。

【活動の基本方針】

「生きる力（確かな学力・豊かな人間性・健康と体力）」の育成を図る

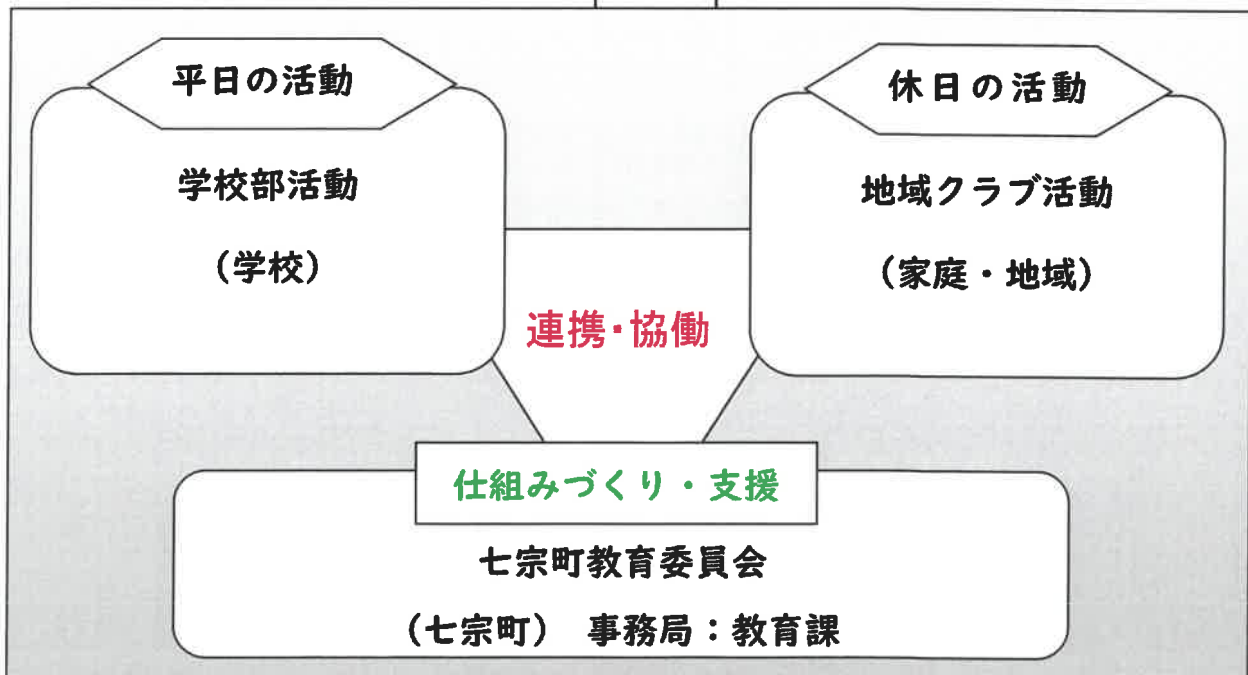
- (1) 自主的・自発的な参加を通じて、スポーツや文化及び科学等に親しむ態度を養う。
- (2) 体力・競技力の向上、健康の増進、豊かな心と創造性の涵養を目指す。
- (3) 自主性や責任感、連帯感、公正さを尊ぶ態度、社会性を育てることを目指す。

【実施環境整備の基本方針】

中学生期のスポーツ活動及び文化活動における環境を整備する

- (1) 「学校 - 家庭 - 地域」が連携・協働し、一体となって指導・支援する。
- (2) スポーツ・文化活動の実施環境を見直し、整備する。
- (3) 休日の部活動を学校単位から地域単位の取り組みへ展開する。
- (4) 生徒の健康管理と事故防止、家庭や学校（教職員）、地域（指導者）の負担軽減を図る。
- (5) 地域指導者の発掘と資質向上を図る。

【七宗町中学生期のスポーツ・文化活動
と「地域クラブ活動」のイメージ図】



(2) 定義

この指針において、「学校部活動」及び「地域クラブ活動」を次のように定義するとともに、中学校における部活動を補完し、連携する「地域クラブ活動」を具体的に示す。

ア 学校部活動

学校教育の一環として、スポーツ・文化、学問等に興味と関心をもつ同好の生徒が、教職員の指導の下に、主に放課後などにおいて自発的・自主的に活動するもの

(1) 活動時間

- ① 平日の放課後
- ② 長期休業期間（夏季、冬季）の平日

(2) 責任者

- ・ 校長

(3) 指導者

- ・ 学校の職員（部活動顧問）または、必要に応じて保護者が推薦・承認し、校長が委嘱した外部指導者※1（年度ごとに委嘱を行う）

※外部指導者は、部活動顧問が計画した活動時間の中において、顧問と連携し指導することができる（中学校体育連盟や各種協会・連盟の大会の指導も可）。

(4) その他

- ・ 学校、指導者は、生徒の多様な意識やニーズを理解し、バランスのとれた指導を心がける。
- ・ 外部指導者は、傷害保険に加入する。保険に関わる費用は、学校等が負担する。

※1 外部指導者：当該校の顧問以外で、その部活動の支援をするために、校長が委嘱する者

イ 地域クラブ活動

休日の部活動を補完するため、学校部活動にある種目を基に、保護者会による活動として、保護者の管理下（学校の管理外）で行う地域の活動。

(1) 活動時間

- ① 休日（土曜日、日曜日、祝日）
- ② 長期休業期間（夏季、冬季）の休日

(2) 責任者

- ・ 参加生徒の保護者（保護者会代表）

(3) 団体登録

- ・ 地域クラブ活動の届け出を七宗町教育委員会にて行い、登録する。

(4) 指導者

- ・ 七宗町地域クラブ指導者※2として登録した者（外部指導者と同一人物可）

(5) その他

- ・ 生徒・指導者は、傷害保険に加入する。
- ・ 指導者の保険に関わる費用は、七宗町教育委員会が負担する。
- ・ 責任者及び指導者は、けが、事故、諸問題について適切に対処し、責任を負う。

※2 七宗町地域クラブ指導者：県の指導者講習を受講し、七宗町教育委員会で登録した者

(3) 運営

ア 指導体制

- (1) 学校部活動、地域クラブ活動それぞれにおける責任者は、基本方針、ねらい（目的）、指導内容、指導方法（練習方法）、活動期間、活動時間、諸問題への対応、会計等を明確にし、その計画や規約等を作成する。また、加入の際や保護者会等で、生徒、保護者、指導者に説明し、共通理解を図る。
- (2) 学校部活動、地域クラブ活動の連携を密にする。学校、保護者、地域指導者は、普段から活動内容、指導内容、生徒の実態（心身の状態や技能の状況、仲間関係）等について、共通理解を図る。意見や要望、諸問題については、その場で検討し、合意形成を図り、その後の指導・支援が適切に行われるようにする。場合によっては、教育委員会とも協議し、合意形成を図る。また、各責任者は、必要に応じて諸会議を設置・開催する。
- (3) 教育委員会は、必要に応じて地域クラブ活動連絡協議会を開催し、活動について広く意見を求めながら、協議・決定・周知を行う。

イ 指導者について

七宗町地域クラブ指導者は、以下の条件を満たした社会人とする。

- ☐ 成人（18歳）に達している（学生、教職員も可とする）。
- ☐ 国、県、町の方針に基づいて指導できる（技術、責任感や連帯感、公正さを尊ぶ態度、社会性・思考力や判断力等、心を育てるための総合的な指導）。
※ふさわしくない行為が生じた場合は、速やかに保護者、学校、教育委員会に報告する。
ふさわしくない行為が認められた指導者は、学校、保護者、教育委員会の合意の下、委嘱・登録を取り消す。
※ふさわしくない行為…暴言、暴力、セクシャルハラスメント、人権侵害、学校の規則を破る、顧問の指示や連絡等の無視、生徒及び保護者との継続的なトラブル等。
- ☐ 研修を重ねるなど、日ごろから必要な知識や技術（該当種目の技術、指導技術、生徒理解等）の習得に努めている。
- ☐ 長期的・継続的に指導できる。（原則3年以上が望ましい）
- ☐ 県の指導者講習会に参加し、ライセンスを取得後、七宗町地域クラブ指導者に登録する。